

帳票印刷・封入封緘業務等に関する 情報提供依頼書(RFI)

本市では、現在使用している連帳プリンタ及び封入封緘機の保守終了を見据え、帳票の単票化及び新たな機器による内製継続と併せて、当初の大量発送分等を中心とした外部委託を検討しています。

本依頼は、民間事業者が提供可能なサービス、実現方法、導入条件及び概算費用等を幅広く把握し、今後の検討に活用することを目的とするものです。

1 情報提供依頼の目的

帳票の印刷、製本・丁合、圧着、封入封緘、仕分け及び発送等について、次の事項を把握することを目的とします。

- 対応可能な業務及び工程
- 必要となるデータ、設備及び準備
- 標準的な処理方法、納期及び処理体制
- 品質管理及び情報セキュリティ対策
- 概算費用及び費用算定の考え方
- 本市の想定に限定されない代替案・改善提案

2 対象業務

対象業務及び帳票の詳細は、別紙 1「RFI 対象帳票一覧」のとおりです。現時点では、税・保険関係は当初の大量発送分を中心とし、選挙関係は選挙執行時の業務全体を想定しています。

なお、対象業務、対象範囲、帳票仕様及び数量は現時点の想定であり、本 RFI の結果等を踏まえて変更する場合があります。

3 想定する委託範囲

本市からデータを提供し、データ受領から発送までの全部又は一部を委託することを想定しています。主な工程は次のとおりです。

- 帳票データの受領・帳票生成
- 印刷、圧着、製本・丁合
- 名寄せ、同封物の差込み、封入封緘
- 引抜き、発送停止、差し替え等の例外処理
- 検査、郵便区分・仕分け
- 郵便局等への持込み、処理実績の報告

上記の一括受託に限らず、一部工程のみの受託、複数業務の一括処理その他の効率的な方法についてもご提案ください。

4 情報提供を依頼する事項

(1) サービス及び実施方法

- 対応可能な業務・工程及び標準的な業務フロー
- 対応に条件を要する処理又は対応できない処理
- 自治体又は類似業務における実績

- 本市の想定以外の実施方法、代替案又は改善提案

(2)データ及び帳票への対応

- PDF、CSV その他の対応可能なデータ形式
- CSV 等からの帳票生成の可否
- 名寄せ・封入制御に必要なデータ項目
- データの受渡方法
- OCR 納付書、圧着はがき、特殊用紙及び可変枚数帳票への対応
- 本市又はシステム事業者が必要となるデータ加工、設定変更その他の対応

(3)納期及び処理体制

- データ受領から発送までの標準納期及び最短納期
- 対応可能な処理数量及び繁忙期の体制
- 休日、夜間及び緊急時の対応
- 機器故障、災害等に備えた代替設備・業務継続体制
- 選挙時の短期間・大量処理への対応

(4)品質管理及び情報セキュリティ

- 印刷数、封入数及び発送数の照合方法
- 誤印刷、誤封入及び欠落の防止方法
- 個人情報及びデータの保管・削除方法
- 情報セキュリティに関する認証等の取得状況

(5)導入及び費用

- 導入までに必要な期間、帳票設計及びテスト方法
- 初期費用、固定費、処理単価及び追加費用
- 用紙、封筒、圧着、封入封緘、仕分け、持込み等の費用
- 最低発注数量又は最低利用料金
- 標準的な料金体系及び契約形態
- 単価を設定する場合の単位及び区分
- 概算年額又は費用算定に必要な条件

なお、詳細な費用算定が困難な場合は、標準的な料金体系、概算単価、類似事例に基づく参考額又は算定に必要な条件をご提示ください。

5 回答方法

回答様式は問いません。回答可能な範囲で、次の資料をご提出ください。既存のサービス紹介資料等による回答も可能です。

- サービス概要及び対応可能な業務・工程
- 標準的な運用フロー及び導入スケジュール
- 概算費用又は料金体系
- 類似業務の受託実績
- 情報セキュリティ及び業務継続体制に関する資料
- その他、本市の検討に有用な資料

6 提出先等

項目	内容
提出期限	令和 8 年 11 月 25 日(水)
提出方法	電子メール
提出先	佐世保市行政経営改革部 DX 推進課 担当:平松・貞方・濱田 電話:0956-25-9623 電子メール:jyohou@city.sasebo.lg.jp

7 留意事項

1. 本依頼は市場調査を目的とするものであり、調達又は契約の実施を確約するものではありません。
2. すべての項目への回答を必須とするものではありません。回答可能な範囲で情報をご提供ください。
3. 情報提供の有無及び内容は、今後の調達における事業者選定に影響を与えるものではありません。
4. 提供された情報は、本市における検討に使用します。必要に応じて、内容の確認又は追加の情報提供をお願いする場合があります。
5. 情報提供に要する費用は、情報提供者の負担とします。
6. 本市が提供する資料は、本依頼への回答以外の目的で使用しないでください。
7. 別紙に記載する帳票仕様、数量及び処理条件は現時点の想定であり、今後変更する場合があります。

8 添付資料

- 別紙 1 RFI 対象帳票一覧